

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、山形県の最北端、秋田県境に位置し、町の面積の約9割を山林が占める典型的な中山間地域であり、古くから農林業を基幹産業としてきた。

町の人口は、昭和の合併時の17,118人をピークに減少を続け、平成30年4月1日現在で7,903人と人口減少に歯止めがかからず、加えて高齢化率も平成30年4月時点で38.3%と高い状況にある。

平成26年度経済センサス基礎調査による町内の民間事業所数は361事業所、従業者数は2,364人であり、町内事業所のほとんどは中小企業である。また、平成27年国勢調査における町の産業別従事比率は第3次産業が49.4%と最も多く、次いで第2次産業が31.6%、第1次産業が19.0%となっている。

山形労働局が発表した直近の概況では「県内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる」とされているものの、当町では、高校生・大学生をはじめとする若者層の地元回帰が望めない状況が続いていることから、労働力人口が年々減少し、人口減少と経済縮小の負のスパイラルに至るおそれがある。最上地域全体でも、人手不足・後継者不足が深刻化する中、経済・教育・行政等が一丸となり、「オールもがみ若者定着・人材確保会議」を5月に設立し、若者回帰策を講じているが、その取組は緒に就いたばかりである。

当町でも平成19年度に、「真室川町産業振興条例」を制定し、町独自で用地及び建物取得奨励金、操業奨励金、雇用奨励金などの優遇措置を講じながら、地元への企業誘致、支援策を打ち出しているものの、劇的な打開策が見いだせない状況が続いている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先に挙げた独自の産業振興条例の支援策も組み合わせながら、町内企業の設備投資を活性化させることで、雇用の場の確保と共に、安定的かつ地域に根差した産業構造の確立を目指す。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林水産業、建設業及び製造業を中心に多岐に渡り、地域経済並びに雇用を支えているため、全ての産業で事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、真室川地区を中心に、安楽城地区、及位地区の町内全域に立地しているため、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業、建設業及び製造業を中心に多岐に渡り、多様な業種が地域経済並びに雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入や最新設備導入による業務効率化、省エネの推進、オリンピック等の国際的イベント需要や市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。